

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
 札幌圏雇用センサス 2014年12月の相談状況
 「正しく働くためのルールを取得できる機会を創る必要がある」

1. 労働相談の概況について

(1) 相談件数について

参照資料-1 「2014年12月 月別労働相談処理状況」

参照資料-2 「2014年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

「2014年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

参照資料-3 「2014年12月 相談者数（雇用形態・男女別、業種別）」、相談
 案件処理状況

12月の相談状況は相談者数74人、相談件数130件となりました。対昨年同月比では+31人・+57件となり、一人当たりの相談件数では1.76件と昨年同月を0.06ポイント上回っています。対前月比でも+18人・+41件と大幅増となり一人当たり件数も0.17ポイント増となりました。

2014年の年間相談者数総計は716人（昨年660人）、同相談件数は1227件（昨年1143件）となり、昨年を上回る状況となっています。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

年 項目	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2014年12月	74人	130件	1.76件
2014年11月	56人	89件	1.59件
2013年12月	43人	73件	1.70件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

参照資料-2 「2014年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

「2014年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

参照資料-4 「2014年12月 相談件数（雇用形態別・相談項目別）」

相談者数74人の内訳は、社員43人、期限付雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時）30人、不明1人となっており、男女比では男性52人・女性22人となっています。相談件数130件の内訳は、社員75件、期限付雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時）53件、不明2件となっています。男女比では男性95件、女性35件となっています。

【雇用形態別 相談者数（人）】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	37	4	2	5	0	1	2	1	52
女	6	5	10	1	0	0	0	0	22
計	43	9	12	6	0	1	2	1	74

【雇用形態別 相談件数（各上段）と一人当たり相談件数（各下段）】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	63	9	2	9	0	4	6	2	95
	1.70	2.25	1.00	1.80	0	4.00	3.00	2.00	1.81
女	12	9	13	1	0	0	0	0	35
	2.00	1.80	1.30	1.00	0	0	0	0	1.59
計	75	18	15	10	0	4	6	2	130
	1.74	2.00	1.25	1.67	0	4.00	3.00	2.00	1.76

一人当たりの件数では、社員1.74件、期限付雇用契約者（契約・パートタイマー・臨時）1.77件となっています。男女比では男性1.83件、女性1.59件となっています。

相談者数・相談件数ともに男性が女性を圧倒的に上回りました。雇用形態別では男性からの相談は殆どの雇用形態に分布していますが正社員からの相談が7割となりました。女性の相談はパートタイマーからの相談が多いものの4形態（正社員・契約・パートタイマー・臨時）からの相談に限定されました。

雇用形態別に一人当たりの相談件数を検証すると年間4番目の高数値にあり、特に不安定雇用（契約・季節・派遣）の分野では1人当たりの相談件数が多くなっています。

(3) 業種別相談状況について

参照資料－5 「2014年 業種別 相談者数 月別集計」

「2014年 業種別 相談件数 月別集計」

参照資料－6 「2014年12月 相談件数（業種別、相談項目別）」

参照資料－7 「2014年12月 相談者数（業種別、相談項目別）」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	16人	（相談件数29件	1.81件／一人）
「その他サービス業」	12人	（同21件	1.75件／一人）
「医療・福祉・医薬品業」	9人	（同14件	1.56件／一人）
「建設・設計・重機業」	7人	（同14件	2.00件／一人）
「エネルギー・水道業」	5人	（同11件	2.20件／一人）
「陸運・倉庫業」	4人	（同6件	1.50件／一人）

「食品加工業」	3人	(同	3件	1.00件/一人)
「商品斡旋・リース業」	3人	(同	7件	2.33件/一人)
「労働者派遣業」	2人	(同	6件	3.00件/一人)
「製造業」	2人	(同	3件	1.50件/一人)
「ビル管理業」	2人	(同	3件	1.50件/一人)
「会計行政法律事務所」	2人	(同	3件	1.50件/一人)
「金融保険・不動産業」	2人	(同	2件	1.00件/一人)
「通信・報道・IT業」	2人	(同	1件	0.50件/一人)
「分類不能」	1人	(同	3件	3.00件/一人)
「公務・公共サービス」	1人	(同	2件	2.00件/一人)
「教育・学校」	1人	(同	2件	2.00件/一人)
「交通業」	0人	(同	0件	0.00件/一人)
「農林漁業・協同組合」	0人	(同	0件	0.00件/一人)
「鉱業」	0人	(同	0件	0.00件/一人)

相談者数及び相談件数共に、「卸・小売業・飲食店」と「その他サービス業」が2桁の数値となっていますが、20業種中17業種の労働者から相談が寄せられ、正社員の相談は13業種に分布しています。相談内容では「労働契約関係」、「賃金関係」及び「労働時間関係」に集中しています(83件)。また、「賃金関係」と「労働時間関係」の相談は正社員からの内容が半数(31件/62件中)となっています。「雇用契約関係」では就業規則に関する相談が6割以上を占めています(13件/21件中)。

(4) 相談内容について

参照資料-4 「2014年12月 相談件数(雇用形態別・相談項目別)」

参照資料-8 「2014年 主相談項目別 相談者数 月別集計」

参照資料-9 「2014年 相談項目別 相談件数 月別集計」

今月は、20業種中17業種から相談が寄せられ、全ての相談項目(10項目)が対象となっています。このうち、「賃金関係」と「労働時間関係」には多くの相談が寄せられています。内訳をみると「賃金関係」では「不払残業・割増賃金」の項目に相談が多く、「労働時間関係」には「年次有給休暇」についての相談が多く、シフト変更の強要による長時間労働・休日休憩の不取得についての相談も目立っています。

また、出産時の処遇や育児時間確保に関する理解が十分ではなく、申請する労働者への嫌がらせやパワハラも目立ちました。

① 相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

賃金関係	21人	34件	(賃金未払い・不払残業・割増賃金)
労働時間関係	19人	28件	(年次有給休暇・休日休憩・労働時間延長短縮)
労働契約関係	8人	21件	(就業規則・雇用契約)
差別等	8人	10件	(嫌がらせ・パワハラ)

雇用関係	6人	13件	(解雇・解雇退職強)
安全衛生	4人	8件	(労働災害)
退職関係	3人	4件	
保険・税関係	2人	5件	
労働組合関係	2人	2件	
その他	1人	5件	(経営問題・労務管理)
合 計	74人	130件	

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

雇用形態 相談内容別相談件数	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
賃金関係	19	1	2	1	0	3	3	0	0	0	1	0	2	0	2	0	29	5
労働契約関係	5	1	1	5	0	1	3	0	0	0	2	0	3	0	0	0	14	7
労働時間関係	13	2	3	1	0	5	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	20	8
その他(経営問題・労務管理)	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
雇用関係	4	2	1	2	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	6
労働組合関係	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
保険・税関係	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1
退職関係	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
安全衛生	4	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3
差別等	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2
合 計	63	12	9	9	2	13	9	1	0	0	4	0	6	0	2	0	95	35
	75		18		15		10		0		4		6		2		130	

(5) 違法件数について

参照資料-10	2014年	相談項目別	違法件数	月別集計
参照資料-11	2014年	相談項目別	違法率	月別集計

74人から寄せられた130件の相談中、違法と判断される項目は78件となっています。60%が違法という状況です。違法とされる78件の内訳は次の通りです。

【項目別違法件数の分布】

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	27件	79.4%	34件
労働契約関係	17件	81.0%	21件
労働時間関係	14件	50.0%	28件
雇用関係	6件	46.2%	13件
差別等	5件	50.0%	10件

その他（経営問題・労務管理）	4件	80.0%	5件
安全衛生	3件	37.5%	8件
保険・税関係	2件	40.0%	5件
退職関係	0件	0.00%	4件
労働組合関係	0件	0.00%	2件
総 数	78件	60.0%	130件

今月の違反状況は件数が年内最高値、率では上位から3番目の数値となりました。違反上位の項目は極端に違反率が高い傾向にあります。低位の経営労務管理に関する項目でも80%の違法率となりました。残業管理、労働時間管理、賃金計算、有給休暇及び就業規則の整備に関する相談で違反が多くみられます。

2. 12月の相談状況について

12月の相談状況は、相談人数では年間2番目、相談件数では年間トップ、一人当たりの相談件数では年間3番目の数値となりました。また、違反状況では件数が年内最高値、率では上位から3番目の数値となりました。違反内容を見れば賃金関係、労働契約関係、労働時間関係等上位項目は違反率も高く、就業規則に関する相談を主とする労働契約関係では81.0%が法律違反の内容となっています。経営労務管理に関する項目は件数としては少ないものの違反率は80.0%と大半が法律違反に関する相談となっています。

12月の相談者・相談件数は正社員男性の内容が圧倒的に多くなっています。そして正社員男性からの相談の殆どが賃金関係、労働契約関係及び労働時間関係に関するものです。内容は、就業規則を見たこともなく働いているが突然就業規則改定と労働条件変更の通知があった、シフト勤務で働いているが急なシフト変更が頻繁にあり長時間労働・休日なし・休憩なしが続いている、しかも残業手当が支払われない等、労働契約の基本である就業規則の整備が蔑にされているというケースが目立ちます。

有給休暇取得についても同様で、若年正社員からは自社に有給休暇の制度がないが取得のためにはどこに申告すればよいか、有給休暇取得時の不利益（賃金カット・賞与マイナス査定・恫喝等）が大きい等の相談が寄せられています。さらに、有給休暇に関する相談では、管理者が公休を有給に振り替え有給取得促進を装うことについての相談も数例寄せられています。

正しく働くための基本的ルールが会社・労働者の両方に不足しています。

正しく働くといことは自分のためだけではなく、一緒に働く労働者やこれから働こうとする人に大変有益なものとなります。

正しく働くためのルールを取得できる機会を社会の役割として創る必要があります。

以 上